

平成 29 年介護サービス施設・事業所調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所（詳細は「別記」）の全数を把握する。

- ・介護予防サービス事業所
- ・地域密着型介護予防サービス事業所
- ・介護予防支援事業所
- ・居宅サービス事業所
- ・地域密着型サービス事業所
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設

以下「居宅サービス事業所等」という。

(2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の居宅サービス事業所等及び介護保険施設を対象とし、その全数を客体とする。

3 調査の期日

平成 29 年 10 月 1 日

4 調査の事項

(1) 基本票

- ・施設基本票：法人名、施設名、所在地、定員、活動状況
- ・事業所基本票：法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

- ・介護保険施設：開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等
- ・居宅サービス事業所等：開設・経営主体、利用者数、従事者数等

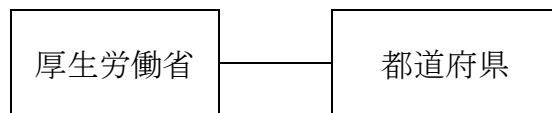
5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

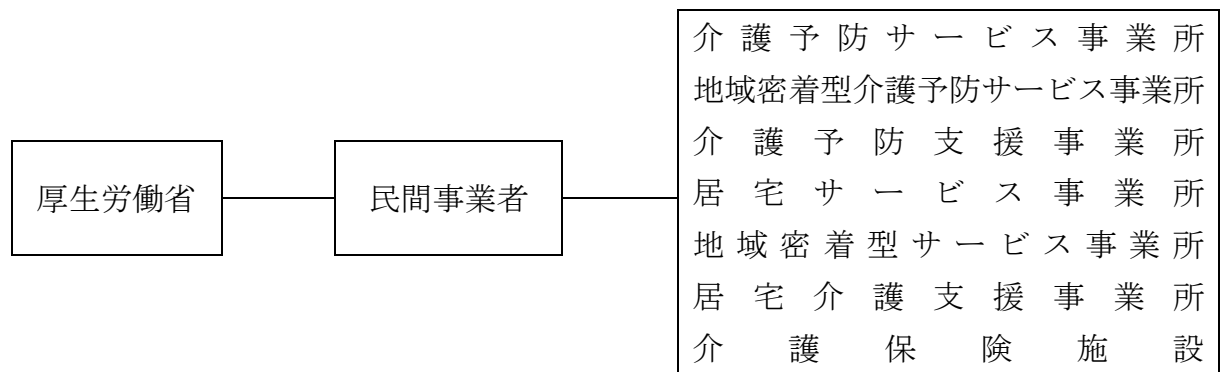
- ・基本票：厚生労働省から都道府県に対し、オンラインによる配布・回収を行う。
- ・詳細票：厚生労働省が委託した民間事業者から全施設・事業所に対し、郵送・オンラインによる配布・回収を行う。

(2) 調査の系統

〈基本票〉



〈詳細票〉



6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は、「平成 29 年介護サービス施設・事業所調査の概況」及び「平成 29 年介護サービス施設・事業所調査」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載する。

調査対象施設・事業所

【介護予防サービス事業所】

介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所介護事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

【地域密着型介護予防サービス事業所】

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

【介護予防支援事業所】

介護予防支援事業所

【居宅サービス事業所】

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

【地域密着型サービス事業所】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所

【居宅介護支援事業所】

居宅介護支援事業所

【介護保険施設】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設